

一九九二年の第二七〇五号 公式陳謝等請求事件

訴亦変更申立書

原告 別紙原告目録(三) 記載のとおり
被告 国

訴状添付原告目録(一)(二)記載の原告と被告との間の頭書事件について、右原告のうち別紙原告目録(三)記載の原告は、訴状請求の趣旨第一項を次の第一項のとおり変更し、訴状請求の趣旨第四項として次の第二項を追加し、かつこれに伴い請求原因を左記のとおり追加する。

一九九三年八月二三日

右原告ら訴訟代理人弁護士
小野誠之
堀和幸
山本晴太
同 同
松本康之

同	同	同
武	池	金
田	上	京
信	哲	
裕	朗	富

請求の趣旨の追加

一 被告は、原告目録（三）記載の各原告に対してそれぞれ金五〇一〇万円を支払え。

二 被告は、原告全■烈に対し別紙遺骨目録記載一の遺骨を、原告金■大に対し同二の遺骨を、原告白■浹に対し同三の遺骨を、原告申■礼に対し同四の遺骨を、原告趙■培に対し同五の遺骨を、原告辛■倍に対し同六の遺骨を、原告張■道に対し同七ないし九の遺骨を、それぞれ引き渡せ。

請求の原因の追加

第一 遺骨返還等の請求に及んだ経緯

一 訴状に記載したとおり、犠牲者の遺骨は、被告厚生省の指示により、現

在祐天寺（東京都目黒区中目黒五―二四―五三）に保管されている。その数は二八五柱とされている。

遺骨は、小さな箱に入っている三〇柱ぐらいが一つの大きな箱に入れられており、その箱にナンバーが打たれていて、一―一五は誰々というように、厚生省でまとめて氏名を保管しているとのことである。

厚生省は、かつて韓国政府に名簿を渡し、それをもとに遺族を捜すように要請し、遺族がわかれば韓国政府を通じて遺骨を渡す、という対応を取った。

祐天寺に保管されているこの二八五柱は、厚生省の渡した名簿が不十分なものだったことなどから、韓国政府の調査で「該当者なし」とされたものである。

厚生省は、現在、韓国政府を通じてしか遺骨の引き渡しはしない方針を取っており、遺族から返還請求がなされても、そのような個別の請求に全く応じようとしていない。

二 カナダやアメリカでは、大戦中の日系人強制収容所問題について「謝罪

と補償」が決定され、日本政府に任せてはらちがあかないということで、日本に住む当事者のために両国の担当官が一九八九年に来日し、全国を回って説明会を開いたり、大使館にホットラインを設置したりして当事者を探し、受付を行った。

それに対し、日本政府は、韓国で遺族を探すこともせず、何と、韓国の遺族がわざわざ日本で遺骨の返還を求めても、そのような請求を断るという方針を取っているのである。

三 遺骨は、韓国から強制的に日本に連行され、奴隷のように働かされ、そして韓国に帰すと船に乗せられて爆死させられた、恨みの遺骨である。

本件後九年間も放置され、その後日本国内を転々とさせられ、いまだ遺骨の姿ですら韓国に帰ることができずに日本にとどまっている。

無念の魂は、行きどころもなくさまようばかりである。

遺族の不信感は、日に日につのるばかりである。

ここに、やむなく遺骨の返還を請求する次第である。

四 なお、遺骨の返還に際し、被告には、別紙原告目録(三)記載の原告に

対し、供養料としてそれぞれ金一〇万円を支払う義務がある。かかる義務も、道義的国家たるべき義務から当然に導かれるものである。右義務の誠実な履行をも併せ求める。

第二 遺骨の所有権

遺骨の所有権については、韓国民法の改正の前後を通じ明文の規定がない。

日本民法にも、遺骨の所有権についての規定はないが、日本人の遺骨の所有権については、慣習に従って祭祀を主宰すべき者に帰属したとして、祭祀を主宰すべき者への遺骨の引渡しを命じた原審の結論を維持した最高裁判所の一九八九年七月一八日判決（家月四一巻一〇号一二八頁）がある。

そもそも遺骨は祭祀の主たる対象であるから、朝鮮人の遺骨についても被相続人の祭祀を主催すべき者にその帰属を認めるべきである。

ところで、一九九一年改正前の韓国民法九九六条は、その前提として、祭祀は家の承継者である戸主が承継するという慣習があることを示している。

そして、改正後の韓国民法一〇〇八条の三は、その前提として、戸主承継

人と実際に祖先の祭祀を承継する者とが異なる場合があることを示している。

従って、遺骨は、戸主承継人その他実際に被相続人の祭祀を主宰すべき者に帰属する。

第三 各原告の事情

別紙物件目録記載の各物件（以下「本件各遺骨」という）は、以下述べるところから、それぞれ各原告の所有に属する。

1 全■烈（原告番号3番）

原告全■烈は、犠牲者全壽嚴の次男である。長男全●烈は一九六九年二月月一日に死亡し、同人には子がいないから（甲一号証）、原告が犠牲者の祭祀を主宰すべきものである。

2 金■大（原告番号5番）

金■大は、犠牲者金鶴秀の長男であって、金鶴秀が一九四五年八月二四日死亡したことにより、戸主承継をした（甲二号証）。同人が、金鶴秀の祭祀を主宰すべき者である。

3 白■澁（原告番号7番）

白■澁は、犠牲者白小堂の長男であつて、白小堂が一九四五年八月二四日死亡したことにより、戸主承継をした（甲三号証）。同人が、白小堂の祭祀を主宰すべき者である。

4 申■礼（原告番号14番）

原告申順礼は、犠牲者申順浩の妹である。犠牲者には子申■秀があつたが、一九六〇年二月一〇日死亡した。同人には子がない（甲四号証、甲五号証）。また、原告には次兄申■浩がいるが、同人は一九八四年五月三日に死亡し（甲四号証）、同人の妻朴■伊は同人の死亡後子の申●秀及び申▲秀をつれて家を出て、今日まで消息不明である（甲六号証）。従つて、原告が犠牲者の祭祀を主宰すべき者である。

5 趙■培（原告番号17番）

原告趙■培は、犠牲者趙相旭の長兄趙■用の長男である。犠牲者には子
がなかつたので（甲七号証）、原告が犠牲者の祭祀を主宰すべき者である。

6 辛 ■ 信 (原告番号30番)

原告辛 ■ 信は犠牲者辛源甲 (創氏名山本源甲) の次兄である。犠牲者の戸籍は朝鮮戦争で滅失し、その後再製されなかった (甲八号証)。犠牲者には他に係累がなく、叔父辛 ■ 鉉が大田市長から犠牲者の遺家族の認定を受けていた (甲九号証)。同人は一九七五年一月二七日死亡し、長男である原告が戸主相続したので (甲一〇号証)、原告が犠牲者の祭祀を主宰すべき者である。

7 張 ■ 道 (原告番号36番)

張 ■ 道は、犠牲者鄭福男の次男、同張玉南の弟、同鄭玉成の兄である。

鄭福男の夫張鍾植 (原告の父) は、一九七六年に死亡した。

張鍾植と鄭福男との長男 (原告の兄) ■ 文は、原告の父が死亡するより前、一九六四年にすでに死亡していた。同人には、男子はいなかった。

そこで、張 ■ 道が戸主承継をした (甲一一号証)。同人が鄭福男、張玉南及び張玉成の祭祀を主宰すべきものである。

なお、同人は、生還者として二〇〇〇万円の請求をしていたが、犠牲者

の遺族としての、内金五〇〇〇万円の請求にあらためることとし、供養料の一〇万円とあわせ、合計五〇一〇万円を請求することとする。

遺骨目録

以下の遺骨は、全て祐天寺（東京都目黒区中目黒五―二四―五三所在）において保管されている。

- 一 犠牲者全壽巖の遺骨
- 二 同 金鶴秀（創氏名福田鶴秀）の遺骨
- 三 同 白小堂（創氏名泉原小堂）の遺骨
- 四 同 申順浩（創氏名高村順浩）の遺骨
- 五 同 趙相旭の遺骨
- 六 同 辛源甲（創氏名山本源甲）の遺骨
- 七 同 鄭福男の遺骨
- 八 同 張玉南（創氏名中山幸子）の遺骨
- 九 同 張玉成（創氏名中山花子）の遺骨

原告口日録

(三) 遺骨返還等を併せて請求する原告

(36)	(30)	(17)	(14)	(7)	(5)	(3)
張	辛	趙	申	白	金	全
道	佶	培	礼	浹	大	烈

京都地方裁判所第一民事部

御中

同	同	同	同	同	同
武	池	金	松	山	堀
田	上		本	本	
信	哲	京	康	晴	和
裕	朗	富	之	太	幸